

令和7年度 応募上の注意事項（公益財団法人 日本通運育英会 日本通運交通遺児等支援奨学金）

・新入大学1年生は、卒業高等学校の推薦を受けて、本人から直接事務局に令和7年5月15日まで必着で書類を郵送してください（よって、大学への提出書類は一切なし）。

・大学2年生以上は、下記の書類を大学HP上の表右記「大学への応募期間」中に大学お問い合わせフォームへ添付し提出して推薦を受けてください（「大学への応募期間」外に提出されたものは受け付けません）。その後、本人から直接事務局に令和7年5月15日まで必着で書類を郵送してください。

・大学2年生以上の、大学への提出書類

①日本通運交通遺児等支援奨学金申請書【様式10】

②保護者等の収入・所得を証明する書類の写し（ご両親に収入がある場合は各1通。源泉徴収票の写し、所得証明書【収入欄が「0」でなく、金額の記載があるもの】、の本片。もしくは確定申告書の写し等。応募基準の家計収入基準を満たしていることが判るもの）

③自動車安全運転センターの交通事故証明書の写し（入手出来ない場合は【様式14】もしくは、保険会社の発行書類、事故の事が載った新聞記事のコピーなど発生事実の判るもの）

④死亡診断書の写し、または障害者手帳、精神障害者手帳、交通事故との関連性が判る診断書等の写し（応募資格A.の要件の判るもの）

⑤戸籍謄本の写し（応募基準の世帯合計人数（本人含む）の判るもの）

※上記①～⑤はあくまで大学における推薦書作成のために使用します。財団事務局への提出書類は、財団HP上の応募申請方法をよく確認してください。

※上記①～⑤を一度に全て大学お問い合わせフォームへ添付できない場合は、何通かに分けて添付して送信してください。

・提出書類を確認した結果、応募資格及び応募基準を満たす場合は、学生センター窓口にて推薦書を交付しますので、連絡が届いたら至急窓口にお越しください。一方、応募資格及び応募基準を満たさない場合は、本学から推薦できません。